

平成22年度 モニタリング結果報告書（平成21年度の実績のモニタリング）
 「生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等により、生活衛生の向上、増進を図ること」について

平成 22 年 8 月

健康局生活衛生課(松岡正樹課長)

1. 政策体系上の位置づけ

厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策中目標＞施策小目標を設定して政策を実施しています。本施策は、施策中目標にあたり、政策の体系上の位置付けは次のとおりです。

【政策体系（図）】

基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること					
施策大目標 分野	1	2	3	4	5
	確保	食品等の安全性	水道の確保	止 麻薬等の乱用防	健康被害の防止

施策中目標

1	生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等により、生活衛生の向上、増進を図ること
---	--

※ 並列する施策中目標はありません

【政策体系（文章）】

基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること

施策大目標5 生活衛生の向上・推進

施策中目標1 生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等により、生活衛生の向上、増進を図ること

（関連施策）

なし

（予算書との関係）

本施策は、予算書の以下の項目に対応しています。

（項）生活衛生対策費：生活衛生の向上及び増進に必要な経費（一部）

2. 施策の概要

本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。主な事務事業等や設定している指標・目標値は別図（政策体系）を参照下さい。また、本施策の実現のために投入している資源は次のとおりです。

（施策小目標）

（施策小目標1）生活衛生関係営業における衛生水準の確保及び振興を図ること

（施策小目標2）建築物衛生の改善及び向上等を図ること

（予算）

	H18	H19	H20	H21※評価対象年度	H22
予算額 (決算額)(百万円)	26 (26)	25 (25)	16 (16)	13 (13)	13
税制減収額見込み (実績)(百万円)	—	—	—	—	—

3. モニタリング結果

関連する指標の動きや、あらかじめ設定した目標値の達成率等は以下のとおりでした。施策小目標ごとのモニタリング結果は、4. を参照下さい。

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトカム指標		H17	H18	H19	H20	H21
1	振興計画の認定率（単位：％） （前年度以上／毎年度）	89.1	89.3	89.3	89.2	89.6
達成率		100.5%	100.2%	100%	99.9%	100.4%
2	標準営業約款の登録率 （単位：％） （前年度以上／毎年度） ・理容業、美容業、クリーニング業の合計	15.7	14.4	14.1	14.1	調査中
	達成率	88.7%	91.7%	97.9%	100%	
	・理容業	36.9	34.0	33.6	33.6	調査中
	達成率	87.4%	92.1%	98.8%	100%	
	・美容業	10.7	9.7	9.3	9.2	調査中
	達成率	88.4%	90.1%	95.9%	98.9%	
	・クリーニング業	3.0	2.9	2.5	2.8	調査中
	達成率	88.2%	96.7%	86.2%	112.0%	
	・めん類飲食店営業（登録施設数）	149	269	288	317	304
	達成率	-	180.5%	107.1%	110.1%	95.9%
	・一般飲食店営業（登録施設数）	157	284	317	353	355
	達成率	-	180.9%	111.6%	111.4%	100.6%
達成率		上記	上記	上記	上記	上記
3	建築物環境衛生管理基準への 不適合率（単位：％） （前年度以下／毎年度） ・浮遊粉じんの量	2.3	2.1	2.3	2.5	2.0
	達成率	121.1%	91.3%	109.5%	108.7%	80.0%
	・一酸化炭素含有率	0.7	0.4	0.4	0.6	0.4
	達成率	140.0%	57.1%	100%	150.0%	66.7%
	・二酸化炭素含有率	12.5	13.8	15.3	17.5	17.7
	達成率	117.9%	110.4%	110.9%	114.4%	101.1%

・ 温度	11.4	14.3	14.2	16.2	18.6
達成率	114.0%	125.4%	99.3%	114.1%	114.8%
・ 相対湿度	38.8	42.8	42.5	47.4	46.1
達成率	106.3%	110.3%	99.3%	111.5%	97.3%
・ 気流	1.3	1.7	1.4	1.7	1.6
達成率	108.3%	130.8%	82.4%	121.4%	94.1%
・ ホルムアルデヒドの量	3.9	2.2	1.9	2.6	1.7
達成率	169.6%	56.4%	86.4%	136.8%	65.4%
・ 水質基準	0.4	1.4	0.2	0.6	0.6
達成率	100%	350.0%	14.3%	300.0%	100%
・ 残留塩素含有率	1.8	1.9	2.0	2.0	2.6
達成率	112.5%	105.6%	105.3%	100%	130.0%
達成率	上記	上記	上記	上記	上記

【調査名・資料出所、備考等】

- ・ 指標 1 は、健康局生活衛生課の調べによる。
- ・ 指標 2 は、（財）全国生活衛生営業指導センター調べによる。めん類飲食店営業及び一般飲食店営業に係る標準営業約款は、平成 17 年 11 月から登録が開始されている。また、両営業については、全体の施設数を調査していないことから登録施設数を記載した。
- ・ 指標 2 において、「調査中」とあるものは、平成 22 年 10 月末に公表予定である。
- ・ 指標 3 は平成 19 年まで健康局生活衛生課調べ、平成 20 年及び 21 年は「衛生行政報告例」による。
- ・ 指標 3 の各指標は、都道府県等が建築物に立入検査をした際の、項目ごとの不適合率を示している。
- ・ 指標 3 の各年度の欄の数値は、前年度（例：平成 21 年の場合は、平成 20 年 4 月～ 21 年 3 月）の調査結果である。

※振興計画：生活衛生関係営業の振興を計画的に推進して、公衆衛生の向上及び利用者の増進に資することを目的として 5 年おきに設定する振興指針に基づき、生活衛生同業組合又は生活衛生同業小組合が設定する計画。

【参考】平成 22 年 4 月時点での組合数

生活衛生同業組合 575

生活衛生同業小組合 3

※標準営業約款：サービス・商品の内容や品質に関する表示の適正化、施設等の表示の適正化及び損害賠償の実施の確保に関する事項を定めた約款。

4. モニタリング結果（施策小目標ごと）

施策小目標ごとのモニタリング結果は以下のとおりです。

(1) 施策小目標 1「生活衛生関係営業における衛生水準の確保及び振興を図ること」関係

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトカム指標		H17	H18	H19	H20	H21
1	振興計画の認定率（単位：％） （前年度以上／毎年度） ※モニタリング結果に係る指標 1 と同じ	89.1	89.3	89.3	89.2	89.6
達成率		100.5%	100.2%	100%	99.9%	100.4%
2	標準営業約款の登録率 （単位：％） （前年度以上／毎年度） ・理容業、美容業、クリーニング業の合計 達成率	15.7 88.7%	14.4 91.7%	14.1 97.9%	14.1 100%	調査中
	・理容業 達成率	36.9 87.4%	34.0 92.1%	33.6 98.8%	33.6 100%	調査中
	・美容業 達成率	10.7 88.4%	9.7 90.1%	9.3 95.9%	9.2 98.9%	調査中
	・クリーニング業 達成率	3.0 88.2%	2.9 96.7%	2.5 86.2%	2.8 112.0%	調査中
	・めん類飲食店営業（登録施設数） 達成率	149 -	269 180.5%	288 107.1%	317 110.1%	304 95.9%
	・一般飲食店営業（登録施設数） 達成率	157 -	284 180.9%	317 111.6%	353 111.4%	355 100.6%
	※モニタリング結果に係る指標 2 と同じ					
達成率		上記	上記	上記	上記	上記
【調査名・資料出所、備考等】						
<ul style="list-style-type: none"> ・指標 1 は、健康局生活衛生課の調べによる。 ・指標 2 は、（財）全国生活衛生営業指導センター調べによる。めん類飲食店営業及び一般飲食店営業に係る標準営業約款は、平成 17 年 11 月から登録が開始されている。また、両営業については、全体の施設数を調査していないことから登録施設数を記載した。 ・指標 2 において、「調査中」とあるものは、平成 22 年 10 月末に公表予定である。 						

※振興計画：生活衛生関係営業の振興を計画的に推進して、公衆衛生の向上及び利用者の増進に資することを目的として5年おきに設定する振興指針に基づき、生活衛生同業組合又は生活衛生同業小組合が設定する計画。

【参考】平成22年4月時点での組合数

生活衛生同業組合 575

生活衛生同業小組合 3

※標準営業約款：サービス・商品の内容や品質に関する表示の適正化，施設等の表示の適正化及び損害賠償の実施の確保に関する事項を定めた約款。

参考統計

		H17	H18	H19	H20	H21
1	生活衛生同業組合の推移					
	・生活衛生同業組合	580	580	580	576	575
	・生活衛生同業小組合	3	3	3	3	3
2	生活衛生関係営業施設数の年次推移					
	・理容業	138,855	137,292	136,768	135,615	調査中
	・美容業	215,719	217,769	219,573	221,394	調査中
	・クリーニング業	147,395	143,989	141,190	137,097	調査中
	・飲食店営業	1,503,459	1,496,480	1,479,218	1,457,371	調査中

【調査名・資料出所、備考等】

- ・参考統計1は、健康局生活衛生課の調べによる。
- ・参考統計2は、厚生労働省大臣官房統計情報部「衛生行政報告例」による。飲食店営業には、一般飲食店営業及びめん類飲食店営業を含む。平成21年度の数値は現在調査中（平成22年10月末に公表予定）。

(2) 施策小目標2「建築物衛生の改善及び向上等を図ること」関係

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトカム指標		H17	H18	H19	H20	H21
3	建築物環境衛生管理基準への 不適合率（単位：％） （前年度以下／毎年度）					
	・浮遊粉じんの量	2.3	2.1	2.3	2.5	2.0
	達成率	121.1%	91.3%	109.5%	108.7%	80.0%
	・一酸化炭素含有率	0.7	0.4	0.4	0.6	0.4
	達成率	140.0%	57.1%	100%	150.0%	66.7%
	・二酸化炭素含有率	12.5	13.8	15.3	17.5	17.7
	達成率	117.9%	110.4%	110.9%	114.4%	101.1%
	・温度	11.4	14.3	14.2	16.2	18.6
	達成率	114.0%	125.4%	99.3%	114.1%	114.8%
	・相対湿度	38.8	42.8	42.5	47.4	46.1
	達成率	106.3%	110.3%	99.3%	111.5%	97.3%
	・気流	1.3	1.7	1.4	1.7	1.6
	達成率	108.3%	130.8%	82.4%	121.4%	94.1%
	・ホルムアルデヒドの量	3.9	2.2	1.9	2.6	1.7
	達成率	169.6%	56.4%	86.4%	136.8%	65.4%
	・水質基準	0.4	1.4	0.2	0.6	0.6
	達成率	100%	350.0%	14.3%	300.0%	100%
	・残留塩素含有率	1.8	1.9	2.0	2.0	2.6
	達成率	112.5%	105.6%	105.3%	100%	130.0%
	達成率	上記	上記	上記	上記	上記
【調査名・資料出所、備考等】						
<ul style="list-style-type: none"> 各指標は、平成19年まで健康局生活衛生課調べ、平成20年及び21年は「衛生行政報告例」による。 各指標は、都道府県等が建築物に立入検査をした際の、項目ごとの不適合率を示している。 各年度の欄の数値は、前年度（例：平成21年の場合は、平成20年4月～21年3月）の調査結果である。 						

5. 主な事務事業等の評価

モニタリング対象施策に関連する主な事務事業等については、事業単位で評価を行っています。評価を実施した事業は次のとおりであり、各事業の詳細な評価は別表等を参照下さい。

施策小目標1 「生活衛生関係営業における衛生水準の確保及び振興を図ること」関係

別表1－1 「標準営業約款普及啓発推進事業」（事業評価シート）

施策小目標2 「建築物衛生の改善及び向上等を図ること」関係

別表2－1 「建築物環境衛生管理対策事業」（事業評価シート）

6. 参考

本評価書中で引用した閣議決定、審議会の指摘、総務省による行政評価・監視に基づく勧告、会計検査院による指摘等や各種のデータは以下のサイトで確認できます。

○ 衛生行政報告例：

http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/GL08020101.do?_toGL08020101_&tstatCode=000001031469&requestSender=dsearch

①施策目標番号	②責任課室 (課室長名)	③施策大目標	④施策中目標及び施策小目標	⑤目標達成手法	⑥指標 (アウトカム指標は網掛け)	⑦目標値 (達成水準/達成時期)	⑧最新値 (年度) 【達成率】										
基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること																	
Ⅱ-5-1	健康局生活衛生課 (生活衛生課長：松岡正樹)	Ⅱ-5 生活衛生の向上・推進を図ること	Ⅱ-5-1 生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等により、生活衛生の向上、増進を図ること	＜施策中目標に係る指標＞													
				1	振興計画の認定率	前年度以上/毎年度	89.6% (平成21年度) 【100.4%】										
				2	標準営業約款の登録率	前年度以上/毎年度	14.1% (平成20年度) 【100.0%】										
				3	建築物環境衛生管理基準への不適合率	前年度以下/毎年度	浮遊粉じんの量 (2.0%) 一酸化炭素含有率 (0.4%) 二酸化炭素含有率 (17.7%) 温度 (18.6%) 相対湿度 (46.1%) 気流 (1.6%) ホルムアルデヒドの量 (1.7%) 水質基準 (0.6%) 残留塩素含有率 (2.6%) (平成20年度)										
			施策小目標1	生活衛生関係営業における衛生水準の確保及び振興を図ること	・標準営業約款普及啓発推進事業	＜施策小目標に係る指標＞											
						振興計画の認定率 ※施策中目標に係る指標1と同じ	前年度以上/毎年度	89.6% (平成21年度) 【100.4%】									
						標準営業約款の登録率 ※施策中目標に係る指標2と同じ	前年度以上/毎年度	14.1% (平成20年度) 【100.0%】									
施策小目標2	建築物衛生の改善及び向上等 を図ること	・建築物環境衛生管理対策事業	＜施策小目標に係る指標＞														
			建築物環境衛生管理基準への不適合率 ※施策中目標に係る指標3と同じ	前年度以下/毎年度	浮遊粉じんの量 (2.0%) 一酸化炭素含有率 (0.4%) 二酸化炭素含有率 (17.7%) 温度 (18.6%) 相対湿度 (46.1%) 気流 (1.6%) ホルムアルデヒドの量 (1.7%) 水質基準 (0.6%) 残留塩素含有率 (2.6%) (平成20年度)												
評価予定表						備考											
<table border="1"> <tr> <td>19</td> <td>20</td> <td>21</td> <td>22</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>モニ</td> <td>実績</td> <td>モニ</td> <td>モニ</td> <td>実績</td> </tr> </table>						19	20	21	22	23	モニ	実績	モニ	モニ	実績		
19	20	21	22	23													
モニ	実績	モニ	モニ	実績													

政策評価体系上の位置付、通し番号		Ⅱ-5-1(1)						
事業評価シート								
予算事業名	標準営業約款普及啓発推進事業	事業開始年度	昭和55年度					
担当部局・課室名 作成責任者	健康局生活衛生課(松岡正樹課長)							
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第57条の12、第57条の13							
関係する通知、計画等								
予算体系	(項)生活衛生対策費 (大事項)生活衛生の向上及び増進に必要な経費 (目)生活衛生振興助成費等補助金							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施							
	<input type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等:)							
	<input checked="" type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕(補助先:(財)全国生活衛生営業指導センター 実施主体:同左)							
	<input type="checkbox"/> 貸付(貸付先:) <input type="checkbox"/> その他()							
支出先が 独法、公益法人等 の場合	役員総数 (官庁OB/役員数)	3/21	常勤役員数	1/1	非常勤役員数	2/20	監事等	0/2
	職員総数	9	内、官庁OB	4	役員報酬総額	12百万円	官庁OB役員報酬総額	12百万円
	積立金等の額	180百万円	内訳	生衛会館修繕積立金	今後の活用計画	大規模修繕が発生した場合に取り崩して活用する		
事業/ 制度概要	目的 (何のために)	標準営業約款とは、消費者の利益の擁護の観点から、サービス・商品の内容や品質に関する表示の適正化、施設等の表示の適正化及び損害賠償の実施の確保に関する事項を定めた約款であるが、この約款制度の一層の普及を図ることが事業の目的である。						
	対象 (誰/何を対象に)	標準営業約款を定めることができる5業種(理容業、美容業、クリーニング業、めん類飲食店営業、一般飲食店営業)の営業者及び消費者						
	事業/制度内容 (手段、手法など)	<ul style="list-style-type: none"> 標準営業約款制度の運用面を含め、標準営業約款登録の普及促進及び効果的な周知の方策等について検討するため、標準営業約款委員会を開催した。 標準営業約款制度の広告を関係5業種の業界誌及び消費者団体等が発行する機関誌等合計8誌に掲載した。 都道府県生活衛生営業指導センターが地方紙等に標準営業約款制度の広告等を行った経費の一部補助を行った。 財団法人日本宝くじ協会からの助成金により標準営業約款普及登録促進用のポスターの作成・配布を行った(12万枚)。 						
コスト	平成22年度予算額		人件費					
	事業費	3百万円	}	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事職員数)	従事職員数		
	人件費	百万円		担当正職員	千円	人		
	総計	3百万円		臨時職員他	千円	人		
予算額推移等 (財源内訳/ 単位百万円)	年度	総額	地方公共団体の裏負担がある場合、概算の総額					
	H19(決算額)	3(3)						
	H19(決算上の不用額)							
	H20(決算額)	3(3)						
	H20(決算上の不用額)							
	H21(予算(補正込))	3						
	H21(決算見込)	3						
H22予算	3							
平成22年度 予算 (補助金の場合は負担割合等も)	補助金3百万円							

政策評価体系上の位置付、通し番号		II-5-1(1)				
事業評価シート						
予算事業名	標準営業約款普及啓発推進事業		事業開始年度	昭和55年度		
担当部局・課室名 作成責任者	健康局生活衛生課(松岡正樹課長)					
事業/制度の 必要性	標準営業約款とは、サービス・商品の内容や品質に関する表示の適正化、施設等の表示の適正化及び損害賠償の実施の確保に関する事項を定めた約款であり、消費者の利益の擁護の観点から今後も本約款制度の普及を図る必要がある。					
他省庁、自治体、民間 等における類似事業	—					
他省庁、自治体、民間 等との連携・役割分担	上記のとおり、(財)全国生活衛生営業指導センターが行う事業に対して補助金を支出している。					
アウトプット	活動実績	【指標】	単位	H19年度実績	H20年度実績	H21年度実績
		振興計画認定件数	件数	518	514	515
		標準営業約款登録施設数(理容業)	施設数	45,998	45,633	44,976
		標準営業約款登録施設数(美容業)	施設数	21,050	20,414	19,997
		標準営業約款登録施設数(クリーニング業)	施設数	3,503	3,811	3,634
		標準営業約款登録施設数(めん類飲食店営業)	施設数	288	317	304
		標準営業約款登録施設数(一般飲食店営業)	施設数	317	353	355
アウトカム	達成目標 (指標、達成水準/ 達成時期)、 実績	【指標】(達成水準/達成時期)	単位	H19年度実績 【達成率】	H20年度実績 【達成率】	H21年度実績 【達成率】
		振興計画の認定率(前年度以上/毎年度)	%	89.3 【100%】	89.2 【99.9%】	89.6 【100.4%】
		標準営業約款の登録率(理容業・美容業・クリーニング業の合計)(前年度以上/毎年度)	%	14.1 【97.9%】	14.1 【100%】	調査中
		標準営業約款の登録率(理容業)(前年度以上/毎年度)	%	33.6 【98.8%】	33.6 【100%】	調査中
		標準営業約款の登録率(美容業)(前年度以上/毎年度)	%	9.3 【95.9%】	9.2 【98.9%】	調査中
		標準営業約款の登録率(クリーニング業)(前年度以上/毎年度)	%	2.5 【86.2%】	2.8 【112.0%】	調査中
今後の方向性	見直しの方向性 (より効率的・効果的な事業とする 観点から) (担当部局案)	生活衛生の向上及び推進を図るため、生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興は必要不可欠である。振興計画の認定率についてはほぼ横ばいで推移しているが、生活衛生関係営業者においては当該計画に基づいた営業施設の改善等により経営の近代化及び合理化が図られていると考えられ、これまで一定の措置が図られていると評価できる。 また、標準営業約款の登録率については、昨今の消費者の嗜好の変化や景気の低迷等により、中小零細事業者が厳しい経営環境に置かれているなか、いずれの業種ともほぼ横ばいである。本約款に則した事業の取り組みが図られることで施設の衛生水準等の維持向上が一層確実に進められるものであり、今後も登録率の向上を目指した取組が望まれるところである。				
	平成23年度予算の方針(担当部局案)	(見直しの上) (見直しをせず)	(増額) 増額 現状維持	現状維持	減額	
比較参考値 (諸外国での類似事業 の例など)	—					
特記事項 (事業/制度の沿革、これまでの予算の削減に向けた取組み、目標達成のための関連事業等)	昭和32年 環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律制定 昭和54年 環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正 (標準営業約款制度の導入) 平成12年 法律の名称を生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律に改正					

政策評価体系上の位置付、通し番号		Ⅱ-5-1(2)	
事業評価シート			
予算事業名	建築物環境衛生管理対策事業	事業開始年度	平成13年度
担当部局・課室名 作成責任者	健康局生活衛生課(松岡正樹課長)		
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	建築物における衛生的環境の確保に関する法律		
関係する通知、計画等			
予算体系	(項)生活衛生対策費 (大事項)生活衛生の向上及び増進に必要な経費 (目)諸謝金、職員旅費、外国旅費、委員等旅費、社会保障関係情報化業務庁費		
実施方法	■直接実施		
	□業務委託等(委託先等:)		
	□補助金〔直接・間接〕(補助先: 実施主体:)		
	□貸付(貸付先:) □その他()		
支出先が 独法、公益法人等 の場合	役員総数 (官庁OB/役員数)	/	常勤役員数 / 非常勤役員数 /
	職員総数	内、官庁OB	役員報酬総額 官庁OB役員報酬総額
	積立金等の額	内訳	今後の活用計画
事業/ 制度概要	目的 (何のために)	多数の者が使用、利用する状態にある建築物において、環境衛生上の維持管理に関し必要な規制を加えることにより、そのような建築物内にいる人々の健康の確保を図ることを目的としている。	
	対象 (誰/何を対象に)	<ul style="list-style-type: none"> ・特定建築物の維持管理に携わる者 ・都道府県等における建築物衛生行政担当者 ※特定建築物：興行場、百貨店、店舗、事務所、学校等の用に供される相当程度の規模を有する建築物で、多数の者が使用又は利用し、かつその維持管理について環境衛生上特に配慮が必要なもの。	
	事業/制度内容 (手段、手法など)	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の空気環境の調整、給水及び排水の管理、清掃、ねずみ及び昆虫等の防除その他環境衛生上良好な状態を維持するのに必要な措置について検討を行う。 ・建築物環境衛生の適切な維持管理に関する普及啓発リーフレットを作成し、保健所等を通じ一般の人々へ配布を行うとともに、建築物衛生行政担当者に対する研修会を実施し、適切な制度施行を促進する。 	
コスト	平成22年度予算額		人件費
	事業費	10 百万円	職員構成 概算人件費 (平均給与×従事職員数) 従事職員数
	人件費	百万円	担当正職員 千円 人
	総計	10 百万円	臨時職員他 千円 人
予算額推移等 (財源内訳/ 単位百万円)	年度	総額	地方公共団体の裏負担がある場合、概算の総額
	H19(決算額)	22(22)	
	H19(決算上の不用額)		
	H20(決算額)	13(13)	
	H20(決算上の不用額)		
	H21(予算(補正込))	10	
	H21(決算見込)	10	
H22予算	10		
平成22年度 予算 (補助金の場合は負担 割合等も)	諸謝金0.8 職員旅費0.3 外国旅費0.4 委員等旅費0.9 社会保障関係情報化業務庁費7.3 (単位百万円)		

政策評価体系上の位置付、通し番号		II-5-1(2)				
事業評価シート						
予算事業名	建築物環境衛生管理対策事業		事業開始年度	平成13年度		
担当部局・課室名 作成責任者	健康局生活衛生課(松岡正樹課長)					
事業/制度の 必要性	<p>建築技術の進歩等によって建築物の大規模化・複雑用途化が進むとともに、大規模な建築物を利用し、一日の大半をこの中で過ごす人々が増大しており、建築物を取り巻く状況は大きく変化してきているため、時代に即した建築物の維持管理基準の策定等が必要である。</p> <p>また、シックハウス症候群等に関する室内環境の適切な維持管理に係る情報については、一般の人々及び都道府県等の建築物衛生行政担当者へ適切な提供を行う必要がある。</p>					
他省庁、自治体、民間 等における類似事業	—					
他省庁、自治体、民間 等との連携・役割分担	—					
アウトプット	活動実績	【指標】	単位	H19年度実績	H20年度実績	H21年度実績
		研修会実施回数	回	1	1	1
アウトカム	達成目標 (指標、達成水準/ 達成時期)、 実績	【指標】 (達成水準/達成時期)	単位	H19年度実績 【達成率】	H20年度実績 【達成率】	H21年度実績 【達成率】
		建築物環境衛生管理基準への不適合率 (前年度以下/毎年度) (浮遊じん ₁ の量)	%	2.3 【109.5%】	2.5 【108.7%】	2.0 【80.0%】
		建築物環境衛生管理基準への不適合率 (前年度以下/毎年度) (二酸化炭素含有率)	%	15.3 【110.9%】	17.5 【114.4%】	17.7 【101.1%】
		建築物環境衛生管理基準への不適合率 (前年度以下/毎年度) (温度)	%	14.2 【99.3%】	16.2 【114.1%】	18.6 【114.8%】
事業/制度の 自己評価 (アウトカム指標の分 析。適宜アウトプット 指標に言及)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空気環境について建築物環境衛生管理基準の不適合率が増加傾向にあることから、近年の省エネの推進など建築物を取り巻く周辺環境の変化を考慮した更なる建築物維持管理に係る検討が必要である。 ・ 都道府県等の建築物衛生行政担当者向けの研修会等を通じ、正しい知識の浸透を図り、関連情報を共有できていることから、有効な役割を果たしていると考えられる。 					
今後の 方向性	見直しの方向性 (より効率的・効 果的な事業とする 観点から) (担当部局案)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 近年の省エネの推進など建築物を取り巻く周辺環境の変化について知見の集積等に努めるとともに、建築物の適切な維持管理について検討を行う。 ・ 室内環境の適切な維持管理に係る情報については、一般の人々及び都道府県等の建築物衛生行政担当者へ適切な提供を引き続き行う。 				
	平成23年度予算の 方針(担当部局案)	(見直しの上) (見直しをせず)	廃止 増額 現状維持	現状維持	減額	
比較参考値 (諸外国での類似事業 の例など)	—					
特記事項 (事業/制度の沿革、こ れまでの予算の削減に 向けた取組み、目標達 成のための関連事業等)	昭和45年 建築物における衛生的環境の確保に関する法律制定 昭和55年 建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部改正 (建築物の衛生管理業務を営む者に係る登録制度導入) 昭和58年 建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部改正 (建築物環境衛生管理技術者試験に係る指定試験機関制度導入) 平成13年 建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部改正 (建築物の衛生管理業務を営む者の業種追加) 平成15年 建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部改正 (建築物環境衛生管理技術者講習会等に係る登録機関制度導入)					